

## 機器入替に伴う給油プリカ払戻しのお知らせ

### (資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ)

当社では、平成30年(2018年)3月29日に機器入替に伴い、給油プリカの取扱を終了致しました。つきましては日頃よりご愛顧頂いておりました同店で発券の給油プリカについて、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき下記の通り払戻しを行いますので、期間内にお申出頂きます様をお願い致します。

記

1. 払戻を行う発行者 (株)東北タンク商会
2. 払戻の対象となるプリペイドカード
  - 1) 名称 ①給油プリペイドカード



- 2) 発券店舗 セルフつがるSS  
セルフつがるSSで発券したものが払戻の対象となります。  
その他の店舗で発券したものは払戻出来ませんので、ご了承願います。

### 3. 払戻しのお申出期間

平成30年3月30日(金)～平成30年6月30日(土)

### 4. 払戻しのお申出方法

- 1) 取扱店舗へご来店によるお申出  
下記取扱店舗にて、「未使用残高のあるカード」と引き換えにその場で現金で払戻しいたします。取扱店舗に設置の「払戻申込書」に必要事項(お客様のお名前・ご住所・ご連絡先)をご記入のうえ、取扱店舗スタッフにお申し出下さい。  
【取扱店舗】  
セルフつがるSS 〒037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻628-3 TEL:0173-38-5877
- 2) 郵送によるお申出  
下記のお問合せ先へご連絡下さい。担当窓口より「払戻申込書」を郵送させていただきますので、必要事項をご記入の上、「未使用残高のあるカード」と一緒に下記【お問合せ先】へご返送下さい。  
「払戻申込書」と「未使用残高のあるカード」が到着後、内容確認の上、ご指定の口座へ振込致します。  
(平成30年6月30日消印有効) ※ 振込手数料及び郵送料は弊社負担と致します。  
尚、事務処理の都合上、書類ご到着からご返金までに2週間程度を予定しております。予めご了承下さい。

### 5. 払戻しが出来ない場合

- 1) 使用済の場合(未使用残高が無い場合)
- 2) 期限切れの場合(使用期限が平成30年3月29日以前に到来している場合)
- 3) 偽造又は変造もしくは盗難されたカードの場合
- 4) 破損によりカード未使用残高が照会できない場合
- 5) 払戻申込書に不備があり、不備内容の確認ができない場合

### 6. 期間外のお取扱いについて

お申出期間内に払戻しのお手続きをいただけなかった未使用残高のある給油プリペイドカードにつきましては、当該払戻し手続きから除斥されますのでご了承下さい。

<お問合せ先> 〒038-3874 弘前市大字津賀野字浅田670-1  
(株)東北タンク商会 管理課「セルフつがるSS払戻し」係  
0172-34-3377

以上